

第5回 全員協議会会議録

1 日 時 令和6年3月1日(金) 午後2時44分 開会

2 場 所 本会議場

3 出席委員 16名

議 長	関根正明	議 員	宮崎淳一
副 議 長	小嶋正彰	〃	渡部道宏
議 員	島田竜史	〃	天野京子
〃	今田亜樹	〃	阿部幸夫
〃	渡邊能成	〃	横尾祐子
〃	岩澤愛	〃	高田保則
〃	葭原利昌	〃	宮澤一照
〃	堀田孝次		霜鳥榮之

4 欠席委員 0名

5 欠 員 0名

6 説明員 6名

市 長	城戸陽二	財 務 課 長	大野敏宏
総 務 課 長	吉越哲也	市民税務課長	岩澤正明
企画政策課長	岡田豊	健康保険課長	松橋守

7 事務局員 3名

事 務 局 長	阿部光洋	主 査	貫和志行
庶 務 係 長	霜鳥一貴		

8 件 名

- 1) 令和6年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について
- 2) 令和6年度税制改正に伴う市税条例等の改正概要と対応について

○議長(関根正明) ただいまより全員協議会を開会します。

1) 令和6年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について

○議長(関根正明) タブレットのサイドボックスのアプリをタップして、市議会フォルダの中の全員協議会フォルダの中に本日の資料がありますので確認ください。1) 令和6年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応について報告願います。松橋健康保険課長。

○健康保険課長(松橋守) それでは私のほうから説明させていただきます。令和6年度税制改正に伴う、妙高市国民健康保険税条例の改正概要と対応について、ご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。今回の改正につきましては2点ございます。まず1点目ですが、国民健康保険税の賦課限度額を改正するもので、国民健康保険税の後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を、現行の22万円から24万円に2万円引き上げるものであります。この

賦課限度額の引き上げにより、既に賦課限度額を超えている方の国民健康保険税の負担は増えますけれども、負担感が大きい中間所得者層の負担の上昇が緩和されることとなります。なお、賦課限度額の引上げにつきましては、ほぼ毎年この時期に行われておるものです。2点目の軽減判定所得の拡充につきましては、低所得者の国民健康保険税の7割、5割、2割軽減にかかる軽減判定所得の算出において、5割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乗ずるべき金額を、現行の29万円から29万5千円に引き上げ、同じく2割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乗ずるべき金額を現行の53万5千円から54万5千円に引き上げるものです。この改正により、下段の概要図のとおり、これまで2割軽減の対象だった方の一部が5割軽減の対象になり、また、これまで国民健康保険税の軽減措置の対象にならなかった方の一部が、新たに2割軽減の対象になるなど、軽減対象者が拡充されます。今後の対応につきましては、令和6年度税制改正関連の地方税法改正について、3月末の公布、4月1日からの施行が見込まれることから、本条例の一部改正について、公布後、速やかに専決処分に対応したいものであります。以上で、令和6年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応についての説明を終わらせていただきます。

○議長（関根正明） ただいまの件について何かございませんか。霜鳥榮之議員。

○霜鳥議員（霜鳥榮之） 中身わかりました。要は5割軽減の人も額の引き上げによって、この拡大っていう部分ですね。拡大って書いてある部分、2割もそうなんですけども。概ね人数はちょっと出ないと思うんで、割合でどのくらい、ここの拡大される部分ってのは増えるのかなっていうあたり、もしわかりましたらお聞かせください。

○健康保険課長（松橋守） 逆にですね、今現在の所得等の見込みの中で世帯数のほうで見込んでおります。5割軽減世帯につきましては2割軽減世帯から5割軽減世帯に移行する世帯が13世帯、2割軽減につきましては現在軽減世帯の該当になってない方から2割軽減の該当になる方が18世帯ということで、31世帯の方が今までよりも軽減されるというふうに見込んでおります。

○議長（関根正明） よろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり。〕

2) 令和6年度税制改正に伴う市税条例等の改正概要と対応について

○議長（関根正明） 2) 令和6年度税制改正に伴う市税条例等の改正概要と対応について、報告願います。岩澤市民税務課長。

○市民税務課長（岩澤正明） お願いいたします。令和6年度税制改正に伴う市税条例等の改正概要と対応について、ご説明いたします。資料をご覧ください。1の市税条例の1項目目個人市民税では、国税の所得税と併せて実施される個人住民税所得割額の特別税額控除いわゆる定額減税について、対象となる納税義務者、減税額及び実施方法等を定めるものです。合計所得金額が1805万円以下の所得割が課税される納税義務者の所得割額から、納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、県民税分と合わせて1万円を減額するものです。普通徴収の対象者は第1期分から、給与所得者を対象とした特別徴収では6月支給分の給与から、公的年金からの特別徴収では10月支給分の年金から徴収する税額から順次減額するものであります。次の2項目目固定資産税では、令和6年度は固定資産税の評価替えの年度となっており、これまで税負担が急増しないように行われてきた土地に係る負担調整措置を令和8年度まで延長するというものであります。続いて、2の都市計画税条例でございしますが、固定資産税同様、土地に係る負担調整措置を令和8年度まで延長するものであります。最後に今後の対応であります。地方税法等の一部を改正する法律は、現在国会で審議されており、3月末の公布、4月1日施行が見込まれております。新年度課税に影響する市税条例等の一部改正については、法律の公布後、速やかに行う必要があることから、専決処分により対応したいものであります。以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（関根正明） ただいまの件について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（関根正明） ないようでしたら、以上で全員協議会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後２時５１分

妙 高 市 議 会 議 長	
---------------	--